

平成 20 年度第 4 回(通算第 7 回)冷凍空調規格委員会
冷凍空調装置の施設基準検討分科会
議事録

1. 日 時 : 平成 20 年 9 月 25 日(木) 13:30～17:00
2. 場 所 : 虎ノ門パストラル
3. 出 席 : 委員 : 樋口主査、福田副主査、辻、松浦、太田、川野、
澤柳、山本、小関、新、藤原
KHK : 佐藤、鈴木
4. 配付資料 :
資料 27 前回議事録(案)
資料 28 改正 3 次案 2.1, 2.2 の修正案

5. 定足数報告 : 事務局から定足数を満たす旨報告があった。

6. 議 案 :

(1) 前回議事録の確認

資料 27 に基づき、前回の議事が確認され、議事録が承認された。

(2) 冷凍空調装置の施設基準の見直しについて

資料 28、前回配付資料 26 等をもとに、検討がなされ次のような意見等があった。

・建物の用途区分と冷凍システムの選定に係る現行基準の規定は、細かく見てみると、

① A, B 及び C の区分は、冷凍システムの種類に係わらず、すべて限界濃度が守られればよい旨規定している。

限界濃度を守るにあたっては、機械式換気装置という代替措置でも可としている。

② D の区分は、人が常駐する場所は限界濃度が守られねばならない旨規定している。

限界濃度を守るにあたっては、機械式換気装置という代替措置でも可としている。

であり、結局、人がいるか否かの区分けであり、冷凍システムの例示は意味をなさない。

- ・ 前回配布資料 26（改正 3 次案）でも、建物の用途区分と冷凍システムの関係の規定を残しているが、用途区分の区分けを変えている。現行の A，B 及び C 区分を一括りにして A 区分とし、現行の D 区分のうち、試験研究的な施設を除いた残りを B 区分とし、試験研究施設を C 区分としている。
- ・ 用途区分を残しても、規定事項に差がなければ、基準としては体をなさない。人が常駐するか否かで規定事項に差違を設けた方がよいのではないか。
- ・ 人が常駐するか否かで分けるのはよいが、冷凍倉庫といったものはどう考えればよいのか。

- ・ 限界濃度の説明に際し、資料 28 の表現であると、限界濃度を守るには先ず冷媒量を削減することが求められる。冷凍施設の設計を考えた場合、これはおかしい。冷凍空調の対象が決まり、それに必要な冷凍能力が計算され、それに従って冷媒量も決められるものではないか。機械室の広さから冷媒量を決めたという例はあまり聞かない。この表現は見直すべきである。

- ・ アンモニア二酸化炭素との 2 元冷凍の場合は、次に検討する編で考えればよいが、R404A と二酸化炭素の 2 元冷凍の場合は、本編の対象と考える。後者の場合、限界濃度が 119,500 と 38,700 と大きく異なり、どちらで考えればよいか。
 - 二酸化炭素も冷媒であるから、二酸化炭素の値で考えなければならぬのではないか。

- ・ 以降未検討のものは次回に検討する。

(3) その他

今回は、平成 20 年 10 月 20 日(月)13 時 30 分～とした。

以上